

改 正	後	改 正	前
<u>(以下 2-1-48において「電信買相場」という。)の仲値による。ただし、継続適用を条件として、当該利益の額に相当する金額については電信買相場、当該損失の額に相当する金額については電信売相場によることができるものとする。</u>			

三 費用及び損失の計算に関する通則

改 正	後	改 正	前
<u>(商品引換券等を発行した場合の引換費用)</u> <u>2-2-11 2-1-39に定める 2-1-39の</u> <u>ただし書</u>			<u>(商品引換券等を発行した場合の引換費用)</u> <u>2-2-11 2-1-33に定める 2-1-33の</u> <u>ただし書</u>

四 有価証券の譲渡損益、時価評価損益等

改 正	後	改 正	前
<u>第3節 有価証券の譲渡損益、時価評価損益等</u>			<u>(新設)</u>
<u>第1款 有価証券の譲渡損益等</u>			<u>(新設)</u>
<u>(信用取引等に係る売付け及び買付けに係る対価の額)</u>			<u>(新設)</u>
<u>2-3-1 法第61条の2 第5項(信用取引等の譲渡利益額又は譲渡損失額)</u> <u>に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額の計算に当たり、同項に規定する信用取引又は発行日取引(以下2-3-2までにおいて「信用取引等」という。)の方法により株式の売付け又は買付けを行った者が、当該信用取引等に関し、証券業者等に支払う又は証券業者等から支払を受ける次に掲げるものは、それぞれ次による。ただし、売買委託手数料の額及び引受権価額に相当する金額を除き、これらのものを売付けに係る対価の額(同項第1号に規定する売付けに係る対価の額をいう。以下2-3-1において同じ。)又は買付けに</u>			